

一次撤去マニュアル修正（案）について

§ 1. 全体管理マニュアル

頁	修正前	修正案
3	<p>3. マニュアル遵守のための措置</p> <p>2) 県は全体会議を月1回開催し、各作業の監督員は、当該月のマニュアル規定事項等の実施状況と課題点の総括を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。</p>	<p>3. マニュアル遵守のための措置</p> <p>2) 県は全体会議を月1回開催し、各作業の監督員は、当該月のマニュアル規定事項等の実施状況と課題点の総括を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。<u>全体会議には、田子町の住民代表及び担当職員にも参加できるものとする。</u></p>
15		<p>追加</p> <p>9. 労働管理等</p> <p>9-1 (現場監督員)</p> <p>現場監督員は、有害物質の性状、危険・有害性、災害予防及び緊急時の措置に関する知識を持ち、作業従事者の健康障害の予防及び緊急時の措置に適切に対処することができるよう、必要な教育を実施する。</p> <p>9-2 (作業員の教育)</p> <p>現場監督員及び常駐管理者は、撤去作業に従事する作業員に対し、定期的に次の事項に関する教育を行う。</p> <p>① 廃棄物の危険性又は有害性及び取扱方法に関すること。</p> <p>② 保護具の性能及び取扱方法に関すること。</p> <p>③ 作業手順に関すること。</p> <p>④ 作業開始前の点検に関すること。</p> <p>⑤ 撤去作業において発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。</p> <p>⑥ 清潔の保持に関すること。</p>

		<p>⑦ 事故時等における応急措置及び待避に関すること。</p> <p>⑧ その他の安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>9-3 (労働安全等)</p> <p>① 撤去現場内においては、現場監督員、常駐管理者、掘削作業従事者、運搬作業従事者等全ての作業員は保護帽を着用するとともに、現場監督員の指示に従いその他必要な保護具を着用する。</p> <p>② 撤去現場内の火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨表示する。</p>
15	9. 用語の定義	10. 用語の定義

§ 2. 掘削・積込マニュアル

頁	修正前	修正案
20		<p>追加</p> <p>8. 安全管理</p> <p>8-1 (作業者の労働管理)</p> <p>① 適正な労働管理のため、場内に設けた休憩室において作業者は適宜休憩をとる。</p> <p>② 休憩室に喫煙及び飲食ができる設備を設け、汚染のおそれのある場所で喫煙及び飲食はしない。</p> <p>8-2 (作業者の衛生管理)</p> <p>① 適正な衛生管理のため、場内に作業者のための洗顔設備や更衣設備を設ける。</p> <p>② 休憩室に応急手当のための救急用具を備え、作業者が負傷した場合は適切に使用し、必要に応じて医師の診察を受ける。</p> <p>8-3 (場内制限速度)</p> <p>撤去現場内では、車両系建設機械の走行速度は 10km/h 以下とする。</p> <p>8-4 (機械の点検整備)</p> <p>車両系建設機械については、作業開始前点検、月次点検及び特定自主検査(年次点検)を行う。</p> <p>8-5 (火災防止対策)</p> <p>車両系建設機械については、火災等に備えて運転室内に消火器具を備える。</p>

§ 4. 運搬マニュアル

頁	修正前	修正案
27	<p>3. 運搬車両</p> <p>【解説】 (廃棄物運搬車両登録証) 「廃棄物運搬車両登録証」は、緊急時等に運転者の確認に使用するものとし、常に外部から確認できるように助手席側のダッシュボードに置くこととする。</p> <p>図4-2 廃棄物運搬車両登録証イメージ図 (表面) 県境不法投棄廃棄物運搬車両 ①</p>	<p>3. 運搬車両</p> <p>追加 3-3 (車両識別シート) 産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、車体に鮮明な色のマグネットシートを貼り付ける。</p> <p>【解説】 (廃棄物運搬車両登録証) 「廃棄物運搬車両登録証」は、緊急時等に運転者の確認に使用するものとし、常に外部から確認できるように運転席側のダッシュボードに置くこととする。</p> <p>追加 (車両識別シート) 産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、車体の前面、側面及び後部に、鮮明かつ目立ちやすい色のマグネットシートに「県境不法投棄産業廃棄物運搬車両」と記入し貼り付ける。</p> <p>図4-2 廃棄物運搬車両登録証イメージ図 (表面) 県境不法投棄廃棄物運搬車両 ① 運転者名</p>
28	<p>4. 運搬車両のグループ化</p> <p>【解説】</p>	<p>4. 運搬車両のグループ化</p> <p>【解説】</p>

	(グループ化) (略)	(グループ化) (略) 追加 <u>運搬車両の走行に当たっては、グループ化を行う主旨を踏まえ、交通安全に配慮しながら各運搬車両が視認できる適切な車間距離を保つよう努めること。</u>
30	6. 場外運搬 【解説】 (交通法規) ②田子町内の国道104号の一部に40km/h制限の区間があるので、速度制限を厳守すること。	6. 場外運搬 【解説】 (交通法規) ②田子町内の国道104号の一部に40km/h制限の区間があるので、 <u>速度規制の切り替わり箇所に注意して、速度制限内の走行を厳守すること。</u>
31	7. 場内運搬 7-4 (車内待機) 廃棄物運搬車両の運転手は危険回避のため、積込ヤード及びその付近では車内で待機すること。	7. 場内運搬 追加 7-4 (運行経路確認) 車両の転倒・転落を防止するため、運行経路が必要な幅員が保持されていることを確認するとともに、地盤の不同沈下を防止し、路肩の崩壊を防止する。 7-5 (車内待機) <u>廃棄物運搬車両の運転手は、積み込みに係る指示等が必要な場合を除き、危険回避のため、積込ヤード及びその付近では車内で待機すること。</u>
33	8. 管理体制 8-1 (連絡体制) ・運行管理センターへの報告は、無線を使用する。	8. 管理体制 8-1 (連絡体制) ・ <u>運転者から運行管理センターへの報告及び緊急時の連絡には、固定電話、車載無線、携帯電話のうちから、利用しやすい方法を用いる。</u>

8-3 (日常点検と定期点検整備)

【解説】

(連絡体制)

往路では、

- ① Aポイント：運搬車両基地を出発する時
- ② Bポイント：川守田立体交差点を通過した時

の2カ所。

復路では、

- ① Cポイント：撤去現場を出発する時
- ② Bポイント：川守田立体交差点を通過した時
- ③ Dポイント：受入先に到着し、廃棄物の積み卸しが終了

追加

- ・ 運転者は、廃棄物の運搬中の飛散や流出を未然に防止するため、運搬の途中で積荷の状態を点検して異常のないことを確認し記録するとともに、運行管理センター（仮称）に報告する。

8-3 (車両点検及び労働時間の管理)

追加

- ・ 運搬業者は、運搬車両の運行記録（タコメーター）により、適正な運行と運転者の労働時間管理を行う。

追加

8-6 (荷台の立入等)

廃棄物を積載している運搬車両の密閉式荷台の内部には立ち入らないこと。また、清掃等のために荷台に立ち入る場合は、外気により十分に換気された後とすること。

【解説】

(連絡体制)

往路では、

- ① Aポイント：運搬車両基地を出発する時
- ② Bポイント：川守田立体交差点を通過した時
- ③ Cポイント：撤去現場に到着した時

の3カ所の3工程の時間

復路では、

- ① Cポイント：撤去現場を出発した時
- ② Bポイント：川守田立体交差点を通過した時
- ③ Dポイント：受入先に到着した時・荷下ろしを終了して受

<p>35</p>	<p>した時</p> <p>の 3 カ所。</p> <p>以上のポイントで、運転者は運行管理センターに運行状況を連絡することとする。</p> <p>運行管理センターへの連絡は、グループ化している廃棄物運搬車両の最後尾の運転者が行うものとする。</p> <p>運行管理センターへ運行状況を報告する手段は、無線とする。</p> <p>運行管理センターは、午前の運行状況を 13 時に、午後の運行状況を最終の廃棄物運搬車両が運搬車両基地に到着した時に、FAX で県境再生対策室へ報告する。</p>	<p>入先を出発する時</p> <p>④ <u>Aポイント：運搬車両基地に到着した時</u></p> <p>の 4 カ所の 5 工程の時間を記録する。</p> <p><u>運行管理センターへの報告は、A、C、D のポイントから、グループ化している運搬車両の最後尾の運転者が行う。</u></p> <p><u>運行管理センターは、午前 11 時までの運行状況、午後 3 時までの運行状況、運搬終了時までの運行状況について、それぞれ速やかに FAX で県境再生対策室へ報告する。</u></p> <p>追加</p> <p>(事故時の対応)</p> <p>事故時や故障時に、車載無線や携帯電話の通話エリア外であったり、固定電話が近傍にないために、無線や電話のいずれも使用できない場合は、グループの中の 1 台が最寄りの連絡可能な地点に速やかに移動し、無線または電話により連絡をする。</p>
<p>36</p>	<p>9. その他配慮事項</p>	<p>9. その他配慮事項</p> <p>追加</p> <p>9-8 (減速走行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落内の歩道のない箇所や狭い箇所、見通しの良くないカーブや交差点、急な下り坂、また、運行時間と下校時間が重なる時間帯に通学路を走行する場合は、制限速度以下で走行している状態からさらに大きく減速すること。また、歩行者や自転車の側方を通過する時は徐行して走行すること。

37	<p>【解説】 (長期休暇)</p> <p>田子町の小中学校の平成16年度長期休暇期間を以下に示す。17年度以降の日程は確定ではないので、適宜連絡するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の歩道の狭い箇所などで大型車とすれ違う際は、徐行又は一時停止するなど注意して走行すること。 <p>追加</p> <p>9-9 (天候や路面状況への対応)</p> <p>雨天時や路面が濡れている箇所は、速度を落とし、車間距離をとって走行すること。</p> <p>積雪や路面凍結がある場合またはそれらが予想される場合は、雪道用タイヤを装着するとともに、勾配やカーブが急な箇所や路面の状態に応じてタイヤチェーンを装着し、速度を十分に落とし、車間距離を十分にとって走行すること。</p> <p>【解説】 (長期休暇)</p> <p>田子町の小中高等学校及び三戸町斗川小学校の平成16年度長期休暇期間を以下に示す。17年度以降の日程は確定ではないので、適宜連絡するものとする。</p> <p>※ 夏休みを削除する。 ※ 春休み：3月26日～4月6日</p>
38		<p>追加</p> <p>図4-4 場外運搬ルートに、図4-4付図(別紙1)を追加する。</p>

§ 5. 作業環境・安全対策マニュアル

頁	修正前	修正案																																																																
42	<p>1. マニュアルの方針 (日常監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の測定結果が基準値を超過する場合は、作業を中止し、同地点・同方法で再測定を実施する。 ・再測定の結果、基準値を満足する場合はそのまま作業を再開とするが、超過する場合は作業者に対して必要な防護策をとらせるとともに、第1管理レベル(測定値が基準値以下の状態)となるよう、作業環境改善策を実施する。 	<p>1. マニュアルの方針 (日常監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の測定結果が管理基準値を超過する場合は、作業を中断し、同地点・同方法で再測定を実施する。 ・再測定の結果、管理基準値を満足する場合はそのまま作業を再開とするが、超過する場合は作業者に対して必要な防護策をとらせるとともに、第1管理レベル(測定値が管理基準値以下の状態)となるよう、<u>喚気・散気等</u>の作業環境改善策を実施する。 																																																																
43	<p>(作業環境測定) 【評価】基準値</p>	<p>(作業環境測定) 【評価】<u>管理基準値</u></p>																																																																
45	<p>表5-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>基準値</th> <th>基準値×1.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>硫化水素</td> <td>10 ppm 未満</td> <td>15 ppm 未満</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>酸素濃度</td> <td>18%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一酸化炭素</td> <td>50 ppm</td> <td>75 ppm 未満</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メタンガス</td> <td>5%未満</td> <td>7.5%未満</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ベンゼン</td> <td>10 ppm 未満</td> <td>15 ppm 未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>100 ppm 未満</td> <td>150 ppm 未満</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>粉じん</td> <td>5 mg/m³</td> <td>7.5 mg/m³</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	基準値	基準値×1.5	1	硫化水素	10 ppm 未満	15 ppm 未満	2	酸素濃度	18%以上		3	一酸化炭素	50 ppm	75 ppm 未満	4	メタンガス	5%未満	7.5%未満	5	ベンゼン	10 ppm 未満	15 ppm 未満	6	ジクロロメタン	100 ppm 未満	150 ppm 未満	7	粉じん	5 mg/m ³	7.5 mg/m ³	<p>表5-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>管理基準値</th> <th>管理基準値×1.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>硫化水素</td> <td><u>5 ppm 未満</u></td> <td><u>7.5 ppm 未満</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>酸素濃度</td> <td><u>20%以上</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一酸化炭素</td> <td><u>25 ppm</u></td> <td><u>37.5 ppm 未満</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メタンガス</td> <td><u>2.5%未満</u></td> <td><u>3.7%未満</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ベンゼン</td> <td><u>5 ppm 未満</u></td> <td><u>7.5 ppm 未満</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ジクロロメタン</td> <td><u>50 ppm 未満</u></td> <td><u>75 ppm 未満</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>粉じん</td> <td><u>2.5 mg/m³</u></td> <td><u>3.7 mg/m³</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	管理基準値	管理基準値×1.5	1	硫化水素	<u>5 ppm 未満</u>	<u>7.5 ppm 未満</u>	2	酸素濃度	<u>20%以上</u>		3	一酸化炭素	<u>25 ppm</u>	<u>37.5 ppm 未満</u>	4	メタンガス	<u>2.5%未満</u>	<u>3.7%未満</u>	5	ベンゼン	<u>5 ppm 未満</u>	<u>7.5 ppm 未満</u>	6	ジクロロメタン	<u>50 ppm 未満</u>	<u>75 ppm 未満</u>	7	粉じん	<u>2.5 mg/m³</u>	<u>3.7 mg/m³</u>
番号	項目	基準値	基準値×1.5																																																															
1	硫化水素	10 ppm 未満	15 ppm 未満																																																															
2	酸素濃度	18%以上																																																																
3	一酸化炭素	50 ppm	75 ppm 未満																																																															
4	メタンガス	5%未満	7.5%未満																																																															
5	ベンゼン	10 ppm 未満	15 ppm 未満																																																															
6	ジクロロメタン	100 ppm 未満	150 ppm 未満																																																															
7	粉じん	5 mg/m ³	7.5 mg/m ³																																																															
番号	項目	管理基準値	管理基準値×1.5																																																															
1	硫化水素	<u>5 ppm 未満</u>	<u>7.5 ppm 未満</u>																																																															
2	酸素濃度	<u>20%以上</u>																																																																
3	一酸化炭素	<u>25 ppm</u>	<u>37.5 ppm 未満</u>																																																															
4	メタンガス	<u>2.5%未満</u>	<u>3.7%未満</u>																																																															
5	ベンゼン	<u>5 ppm 未満</u>	<u>7.5 ppm 未満</u>																																																															
6	ジクロロメタン	<u>50 ppm 未満</u>	<u>75 ppm 未満</u>																																																															
7	粉じん	<u>2.5 mg/m³</u>	<u>3.7 mg/m³</u>																																																															

<p>46</p>	<p>(1) 測定項目等 表5-2 (P49) に現時点の作業環境測定実施内容を示す。</p> <p>(2) 想定する作業環境改善策 ②有害ガス対策</p> <p>・ガスの発生が多い場合は、廃棄物等の表面をシート等で覆うなど、速やかに強制的に発生を抑える。</p>	<p>(1) 測定項目等 表5-2 (P49) に現時点の作業環境測定実施内容を示す。 <u>なお、現場監督員等は定期的に作業場を監視し、臭気異常を感じた場合は、速やかに作業を中断させ、ベンゼン、ジクロロメタン以外の、現場で発生が想定されるVOCガスを測定することとし、使用する測定機器を配備するものとする。</u></p> <p>(2) 想定する作業環境改善策 ②有害ガス対策</p> <p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理基準値を超えた硫化水素、低酸素、VOC濃度が検出された場合は、作業機械操作室内などの作業場所への新鮮な空気の供給（換気・散気）を行う。 ・<u>散気等によっても管理基準値以下とならない場合は、更に有効な換気措置により作業環境を管理基準値以下に保全する。</u>
<p>47</p>	<p>【撤去作業における保護具の概要図】</p>	<p>【撤去作業における保護具の概要図】</p> <p>追加 現場監督員、常駐管理者、掘削作業員、運搬車両運転者等の対象者を明記する。</p>
<p>49</p>	<p>表5-2 日常監視 1-1) 有害ガス等・測定回数</p> <p>2) その他有害ガス・測定回数 週1回：週の第1稼働日午前中</p>	<p>表5-2 日常監視 1-1) 有害ガス等・測定回数</p> <p>追加 4) オペレータの視認できる位置で作業中常時測定</p> <p>2) その他有害ガス・測定回数 日1回：作業開始後（午前中）</p>

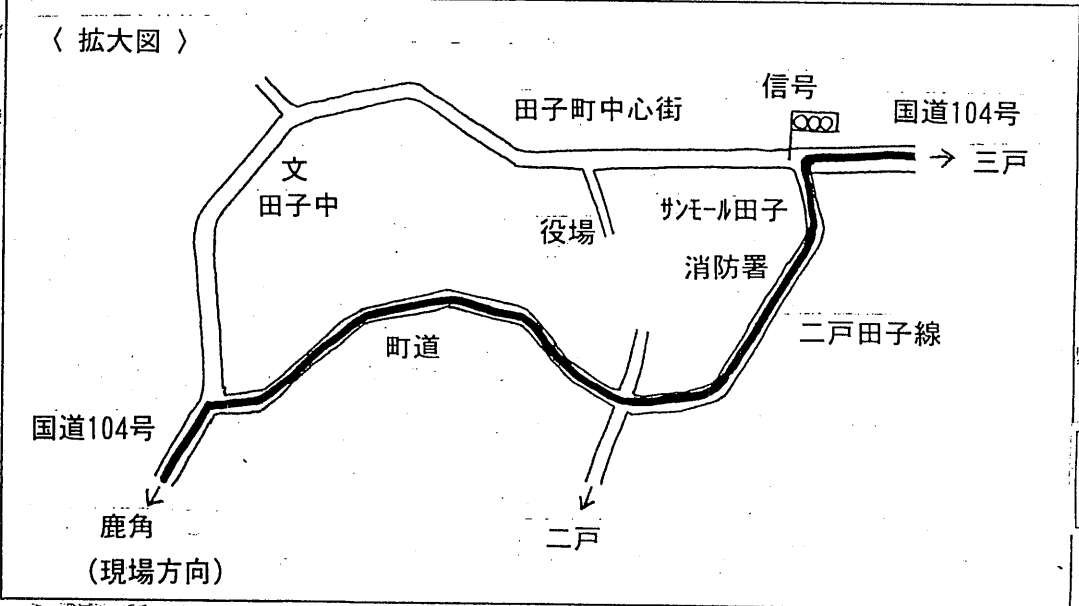
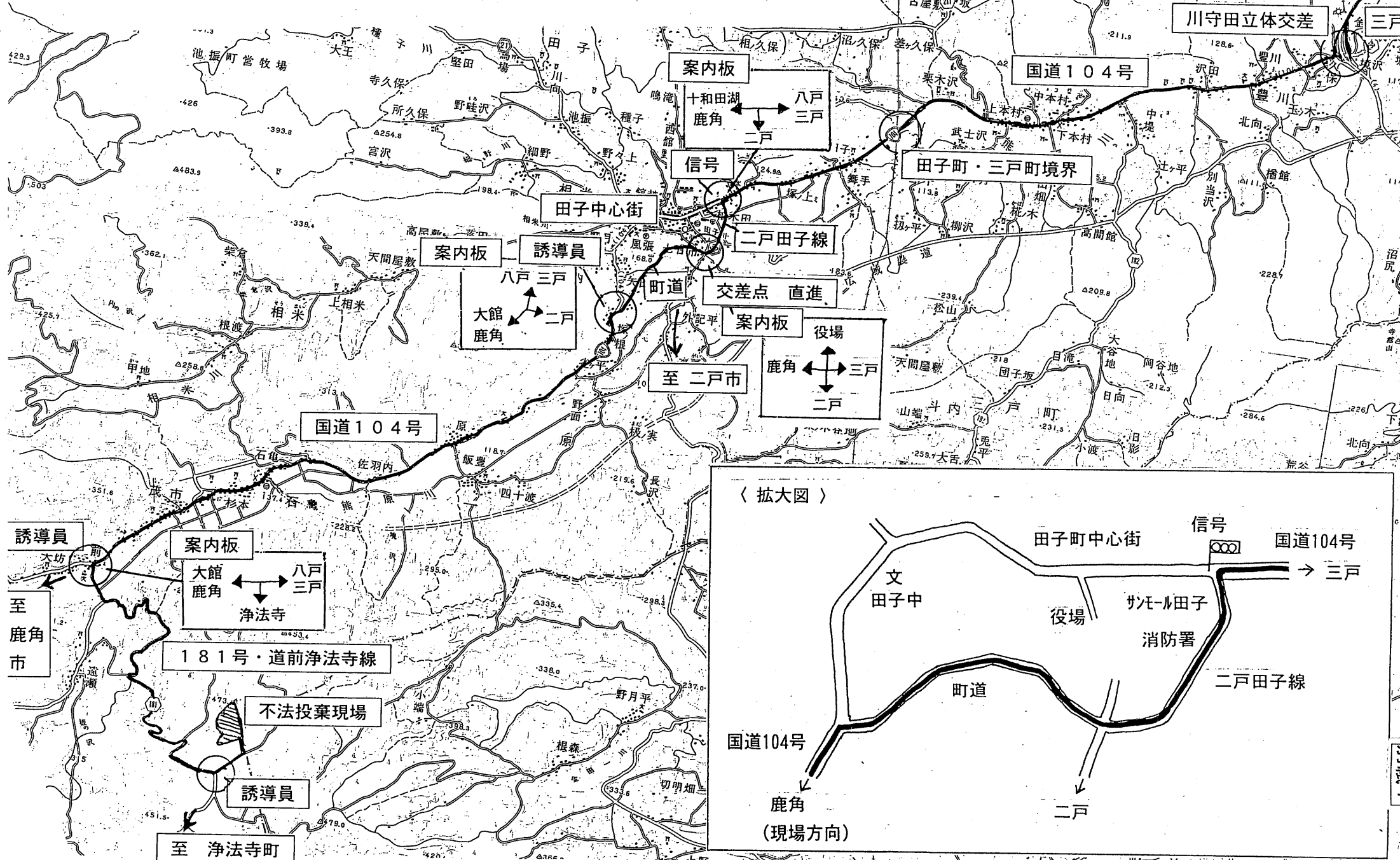
50	<p>4 評価及び作業員に対する指導</p> <p>【解説】</p> <p>(作業環境測定の評価方法)</p> <p>(1) 作業環境測定値により、管理レベル(略)を決定し、適切な対策の実施と保護具等の装着による作業を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、評価結果により第2管理レベルに相当する場合は、必要な保護具を装着させ、作業を継続する。第3管理レベルに相当する場合は、作業を中断する。</p> <p>(作業員等に対する指導等の内容)</p> <p>(1) 廃棄物等の掘削作業時</p>	<p>4 評価及び作業員に対する指導</p> <p>【解説】</p> <p>(作業環境測定の評価方法)</p> <p>(1) 作業環境測定値により、管理レベル(略)を決定する。</p> <p>(2) 県は、評価結果により第2管理レベル以上に相当する場合は、<u>作業を中断させ、第1管理レベル以下となるよう対策を講じる。</u></p> <p>(作業員等に対する指導等の内容)</p> <p>(1) 廃棄物等の掘削作業時</p> <p>追加</p> <p>① 第2管理レベル以上に相当する場合は、第1管理レベル以下とするため、P46に示す改善策を講じるよう指示する。</p>
----	---	---

§ 8. 緊急時対応マニュアル

頁	修正前	修正案
71	緊急時 対応表 対応表－4 「各業者の対応」 ① 警察、消防へ連絡する。	緊急時 対応表 対応表－4 「各業者の対応」 ① 警察、消防、 <u>労働基準監督署</u> へ連絡する。
75	緊急時 連絡体制表 連絡体制表－A	緊急時 連絡体制表 連絡体制表－A ※連絡先行政機関の追加 ・青森環境管理事務所 ・警察本部生活保安課、交通規制課、捜査第一課 ・青森労働局労働基準部 ※連絡先行政機関の変更 ・青森河川国道事務所のうち八戸国道出張所を青森国道維持出張所及び十和田国道維持出張所に変更する。 ※連絡先行政機関の連絡系統の変更 ・三戸地方農林水産事務所への連絡元を農村整備課から農林水産政策課へ変更する。
76	連絡体制表－B	連絡体制表－B ※連絡先行政機関の追加 ・警察本部生活保安課、交通規制課、捜査第一課 ・青森労働局労働基準部 ※連絡先行政機関の変更 ・青森河川国道事務所のうち八戸国道出張所を青森国道維持出張所及び十和田国道維持出張所に変更する。

78	緊急時 連絡先一覧表	<p>緊急時 連絡先一覧表</p> <p>※別紙 2 のとおり変更</p> <p>(修正点)</p> <ul style="list-style-type: none">・掲載項目について「関係機関」、「住所」、「電話番号」を「関係機関」、「電話番号」、「FAX 番号」に改める。・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会構成市町村内の関係農協（5 団体）、関係漁協（6 団体）、関係土地改良区（8 団体）を追加する。・「国土交通省青森河川国道事務所」のうち「八戸国道出張所」を「青森国道維持出張所」及び「十和田国道維持出張所」に変更する。・「青森労働局労働基準部安全衛生課」を追加する。・「警察本部生活保安課」、「警察本部交通規制課」、「警察本部捜査第一課」を追加する。・「環境保健センター青森環境管理事務所」を追加する。・その他、電話番号等の変更、訂正を行う。
----	------------	---

田子町・三戸町内 運搬車両通行ルート



注) 青森県内地図 五万分の一(青森県土木部)による。

緊急時連絡先一覧表

区分	関係機関	電話番号	FAX番号	
国	環境省 廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物処理課 適正処理・不法投棄対策室	03-5501-3157	03-3593-8264
	国土交通省青森河川国道事務所	河川管理課	017-734-4521	017-722-2530
	国土交通省青森河川国道事務所八戸出張所	道路管理第一課		017-722-2393
	青森河川国道事務所青森国道維持出張所		0178-28-2626	0178-28-2007
	青森河川国道事務所十和田国道維持出張所		017-766-3211	017-782-8613
警察	青森労働局労働基準部	安全衛生課	017-734-4113	017-734-5821
	八戸労働基準監督署	第二課	0178-46-3311	0178-46-3314
消防	三戸警察署	生活安全係	0179-22-1135	0179-22-1135
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	指令救急課	0178-44-2135	0178-46-1171
上水道	八戸圏域水道企業団	浄水課水質管理室	0179-32-3104	0179-32-3104
	八戸市(八戸地域環境不法投棄問題対策協議会事務局)	民生課	0178-27-0312	0178-27-0302
市町村	田子町	環境政策課	0179-32-3111	0179-32-4294
	八戸市	環境政策課	0178-43-9265	0178-47-0722
	百石町	環境保健課	0178-52-7090	0178-52-7091
	六戸町	保健福祉課	0176-55-3111	0176-55-3112
	下田町	町民課	0178-56-2111	0178-56-4364
	三戸町	住民福祉課	0179-20-1111	0179-20-1102
	五戸町	保健衛生課	0178-62-2111	0178-61-1070
	名川町	町民課	0178-76-2111	0178-76-3904
	南部町	保健福祉課	0179-20-6111	0179-34-3082
	陸上町	町民課	0178-88-2119	0178-88-2117
	福地村	住民課	0178-84-2111	0178-84-4404
	南郷村	保健福祉課	0178-82-3800	0178-82-3811
	青森市	環境政策課	017-734-5266	017-734-5263
	十和田市	生活環境課	0176-23-5111	0176-22-6299
	平内町	町民課生活環境係	017-755-2111	017-755-2145
	野辺地町	環境保健課	0175-64-1770	0175-64-8083
	七戸町	保健福祉課	0176-62-2114	0176-62-6245
	東北町	総務課	0175-63-2111	0175-63-2036
	天間林村	厚生課	0176-68-2114	0176-68-2486
	農協	田子町農業協同組合		0179-32-3121
三戸畜産農業協同組合			0179-32-2041	0179-32-4046
まべち農業協同組合			0179-22-3311	0179-22-3319
八戸畜産農業協同組合			0178-84-4448	0178-84-4449
八戸広域農業協同組合			0178-70-7711	0178-70-7716
漁協	馬淵川漁業協同組合(名川町農林課経由)		0178-76-2111	0178-76-2968
	馬淵川さけ・ます増殖漁業協同組合		0178-76-3138	0178-75-0052
	県南漁業協同組合		0178-27-3232	0178-27-3233
	八戸馬淵川漁業協同組合		0178-28-2732	0178-29-3409
	八戸漁業指導協会		0178-33-3314	0178-33-0339
土地改良区	三戸漁業協同組合		0179-22-1754	0179-22-1757
	田子町土地改良区		0179-20-7126	0179-32-4294
	下長土地改良区		0178-28-2256	0178-28-2258
	館土地改良区		0178-27-4127	0178-27-4127
	馬淵川土地改良区		0178-27-2327	0178-27-2327
	小泉土地改良区		0178-84-2390	0178-84-2390
	福地土地改良区		0178-84-2305	0178-84-2305
	三戸土地改良区		0179-22-2564	0179-22-2564
	名川土地改良区(名川町建設課経由)		0178-76-2806	0178-76-2968
	青森県関係機関	防災消防課		017-734-9088
環境政策課			017-734-9248	017-734-8065
保健衛生課			017-734-9213	017-734-8047
農林水産政策課			017-734-9455	017-734-8133
食の安全・安心推進室			017-734-9351	017-734-8086
農村整備課			017-734-9541	017-734-8149
水産振興課			017-734-9591	017-734-8166
道路課			017-734-9656	017-734-8189
河川砂防課			017-734-9662	017-734-8191
警察本部		生活保安課	017-723-4211(3202)	017-776-1497
		交通企画課	017-723-4211(5013)	017-777-9988
		交通規制課	017-723-4211(5163)	017-773-3022
		捜査第一課	017-723-4211(4132)	017-774-0993
		災害対策課	017-723-4211(5892)	017-775-9441
公営企業局			017-734-9764	017-734-8226
環境保健センター青森環境管理事務所		017-765-1900	017-743-5318	
環境保健センター八戸環境管理事務所		0178-51-1900	0178-28-5388	
三戸地方健康福祉こどもセンター保健部	生活衛生課	0178-27-3336	0178-27-1594	
上北地方健康福祉こどもセンター保健部	生活衛生課	0176-23-4261	0178-23-4246	
三戸地方農林水産事務所		0178-27-4024	0178-27-3323	
八戸県土整備事務所	河川砂防管理課	0178-27-5154	0178-27-4715	
	道路管理課	0178-27-5153	0178-29-4351	
八戸工業用水道管理事務所		019-629-5392	019-629-5399	
岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室				
岩手県二戸地方振興局保健福祉環境部	衛生環境課	0195-23-9206	0195-23-6432	
二戸警察署	生活安全課	0195-23-0110	0195-23-3545	
二戸地区広域行政事務組合消防本部二戸消防署	警防係	0195-23-7119	0195-25-5899	
二戸市	生活環境課	0195-23-3111	0195-25-5160	
浄法寺町	生活福祉課	0195-38-2211	0195-38-2161	
(株)クボタ	現場プラント	0179-33-1788	0179-33-1788	
仮設浄化プラント	現場代理人携帯	090-5803-1311		
	東京本社	03-3245-3401		
山田設備機工(株)	会社	0178-96-4341	0178-96-5696	
仮設浄化プラント改良工事	主任技術者携帯	090-8929-3880		
鹿島・クボタ・穂積建設工業特定JV	現場事務所	0179-20-8353	0179-20-8354	
浸出水処理施設工事	現場代理人携帯	090-5236-5106		
	鹿島東北支店	022-261-7111		
間組・寺下建設・辻本建設特定JV	現場事務所	0179-20-8390	0179-20-8391	
浸出水貯留池及び防災調整池工事	現場代理人携帯	090-455-6621		
	間組東北支店	022-266-8116		
大春工業(株)	現場事務所	0179-33-1918	0179-33-1918	
洗車設備(その3)工事	現場代理人携帯	090-1066-4748		
	会社	0179-22-1315	0179-22-1352	
(有)北組	現場事務所	0179-33-1340		
浸出水導水路及び雨水排水路(その1)工事	現場代理人携帯	090-3649-5174		
	会社	0178-62-2066	0178-62-6269	
山田建設(株)	現場事務所	0179-33-1680		
浸出水導水路及び雨水排水路(その2)工事	現場代理人携帯	090-8927-2076		
	会社	0178-75-0101	0178-75-1344	
三浦建設(株)	会社	0179-32-2738	0179-32-2778	
簡易浄化施設維持工事	現場代理人携帯	080-1818-4926		
田村組	現場事務所	0179-33-1307		
廃棄物掘削工事、洗車設備管理	主任技術者携帯	090-2368-6778		
	会社	0179-32-3070	0179-32-4205	
(株)建設技術研究所	現場事務所	0179-20-8030	0179-20-8031	
撤去常駐監理	現場衛星電話	090-4044-5641		
	常駐監理員携帯	090-5902-6613		
	大阪支社	06-6944-7817	06-6944-9694	
青森県環境再生対策室		017-734-9261	017-734-8081	
青森県環境再生対策室田子町現地事務所		0179-20-7044	0179-20-7045	